触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(田島班) 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(浜井研究グループ)

研究分担者 浜井浩一

研究メンバー

| ◎浜井浩一 | 龍谷大学法科大学院 | 教授 | (犯罪学・刑事政策) |
|-------|----------------|---------|--------------|
| 斉藤司 | 龍谷大学法学部 | 准教授 | (刑事訴訟法・刑事政策) |
| 岡田和也 | 福島保護観察所 | 統括保護観察官 | (更生保護) |
| ○我籐諭 | 龍谷大学矯正保護研究センター | 嘱託研究員 | (司法心理学)事務局担当 |
| 古川隆司 | 追手門学院大学 | 准教授 | (高齢者福祉) |

◎は責任者、○は事務担当

海外協力者は以下のとおり。

- ・ イギリス・ポーツマス大学刑事司法研究所の Tom Ellis 主任講師
- ・ ノルウェー・オスロ大学犯罪学研究所の Lill Scherdin 研究員
- ・ イタリア・国連犯罪司法研究所(UNICRI)の Angela Patrignani 研究員 &Francesca Bosco 研究員

研究メンバーの報告(添付)

- ①触法高齢者・障害者に対する更生保護施設の処遇・更生保護施設(職員)に対する調査票案(古川隆司)
- ③ノルウェー出張報告:ノルウェーにおける高齢又は障害を持つ犯罪者(被疑者・被告人) に対する処遇(浜井浩一)
- ④未決拘禁者を含む被疑者に対する社会的援助による拘禁回避──刑事訴訟法の立場から (斉藤司)
- ⑤弁護士(会)に対する実態把握調査の調査票案(岡田和也)
- * 添付資料には第2回合同会議と重複するものも含まれている。

I 平成 21 年度の成果報告

平成21年度は以下の事項について研究を実施している。(別添メンバー報告・資料参照)

1 統計分析(保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。これまでの成果は、第 2 回合同会議にて報告したとおり。

2 更生保護施設に対する調査

更生保護施設(職員)に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態についてインタビュー調査を実施している。またも併せて更生保護施設に対する質問紙によるアンケート調査についても現在準備中である。これまでの進捗状況及び調査票案については、別紙(古川)報告書のとおりである。

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカーに焦点を当てつつ、「判決前調査」、「特別な当番弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要を調査した。

平成21本年度は、イタリア、ノルウェー、ドイツ、韓国等を調査対象とした。

イタリアについては、トリノにある UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute)の研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ)&Francesca Bosco(フランチェスカ・ボスコ)の両氏に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障害者の処遇に関する報告書(英語)を受領した。イタリア報告書の概要は第2回合同会議で報告したとおりである。なお、報告書は現在翻訳中である。

ノルウェーについては、平成22年3月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者のLill Scherdin(リル・シェリダン)の協力の下、政府統計局(司法統計部門)、オスロ刑務所を訪問し、担当者に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。イギリスについては、Tom Ellis(トム・エリス)に関連文献の調査を依頼した。

また、研究メンバーの斎藤司が、ドイツ、韓国において関係者へのインタビューを含めて実地調査を行った。(斎藤報告を参照)。その結果、韓国については、刑事司法なおいて、高齢者や知的障害者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。なお、韓国は、現時点では高齢化率は低いものの、日本に追随する形で、今後、急速に高齢化することが見込まれている。

4 弁護会に対する調査

荒弁護士グループと協力して、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施するために、調査票(第一案)を作成し、その内容を検討した。調査票(案)については第2回合同会議別岡田報告を参照されたい。

Ⅱ 平成 22 年度の研究計画

基本的には、第2回合同会議で報告した平成22年度の研究計画を基本として研究を進める。

1 統計分析(保護統計年報等)

- (1)被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計(検察、矯正、保護統計年報)といった保護統計以外の既存の統計を調査することでその特徴を分析する。
- (2)保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について更に分析する。

2 更生保護施設に対する調査

更生保護施設等に対して、更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・ 障害者に対する保護の実態や受入れ・処遇上の問題点に関する調査を実施する。この調査 は、高齢者を受け入れているいくつかの更生保護施設を訪問して、職員及び利用者に対す るインタビュー調査を実施するサンプリング調査と、質問紙を使って全国の更生保護施設 に対する郵送によるアンケート調査の二つの方法で実施する。

平成22年度は以下の点を中心について調査を実施する(古川報告を参照)。

- ・保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障害者の受入れ実態
- ・高齢者・障害者を受け入れる際に考慮する事項
- ・高齢者・障害者を受け入れるために必要な条件又は福祉的との連携
- ・更生保護施設と福祉との連携の現状・課題(制度的に整備が必要な事項)

なお、更生保護施設ではないが、昨年から地域生活定着支援センターの開設・運営が始まり、高齢・障害受刑者の支援に当たって様々な課題が見えてきているため、地域生活定着支援センターでのインタビュー調査なども実施していく。

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカー等に焦点を当てつつ、「判決前調査」、「特別な弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等について具体的実務に焦点を当てて調査を実施する。

平成 22 年度は、調査対象国の中でもイタリアを訪問し、ソーシャル・ワーカーなどに対するインタビュー調査を実施する。インタビュー対象者の選定や施設訪問などについては、

現在、海外協力者の在トリノ国連犯罪司法研究所研究員アンジェラ・バトリニャーニに依頼し調整中である。予算・時間の余力があればイギリスについても、イタリアと同様の調査を実施したい。

ノルウェーについては、本年 3 月に現地での実地調査を実施した。今年度は、ノルウェーの年金制度や住宅政策など高齢者や障害者に対するセイフティーネットの詳細や刑事司法関係者の研修制度についても資料収集を続け、必要があれば年度末に再訪問を実施したい。

4 弁護会に対する調査

荒弁護士グループと協力してできるだけ早く質問紙を確定させ、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施する。なお、質問紙の内容については、荒弁護士グループの意見を聴取しつつさらに検討を加えたい。調査の方法は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封した調査票を送付する郵送方式による調査を予定している。ただし、弁護士会に対する調査は、政府関係機関に対する調査と異なり回収率が低くなることが予想されるため、全数調査だけでなく、より調査対象者を絞ったサンプル調査(例えば刑事弁護委員会に所属している弁護士に限定)やインタビュー調査も検討したい。

触法高齢者・障害者に対する特別調整と更生保護の現状

古川隆司(追手門学院大学社会学部)

1. 研究関心と対象・方法

(1)研究関心と対象

刑事司法で何らかの処分を受けた高齢者・障害者の社会復帰については、報告者のフィールド調査では、警察・検察・裁判段階で微罪処分・不起訴・執行猶予付などとされた場合から、矯正・保護段階で特別調整とされた場合まで、実務上刑事政策のすべての段階で地域生活定着支援センター(以下、定着支援センター)による対応が期待されている。これは当初本事業が想定していた役割を超えた状況といわなければならない。

研究分担上, 更生保護段階における触法高齢者・障害者の処遇を主にみていく上でも, 刑事施設における候補者選定, 保護観察所による決定, 定着支援センターや更生保護施設における受け入れで, 対象者の絞り込み・決定が現場の判断に委ねられており, 各地の定着支援センターで対応に戸惑う状況が生じていることもわかってきた。特別調整の基準である「福祉の措置」なり社会福祉サービスの必要性があることの判断は, 送り出し側と受け入れ側双方から現状を分析する必要がある。

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低いかれらを積極的に受け入れる訳ではない。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障害者を受け入れる更生保護施設は多いと考えられる。このため、触法高齢者・障害者について、更生保護施設における受け入れ実態、補導員の態度を把握・分析することにより、かれらを対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また定着支援センターは、事業開始後様々なケースへの対応が迫られている。この中で社会福祉による対応ではなく、障害者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも見受けられる。このため、これまで対応してきたケースについて集約、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を実施していくこととする。

(2) 方法

更生保護施設及び補導員・福祉職(※)に対する調査と、定着支援センターに対する調査を併行して実施、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を把握、分析していく。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にインタビュー調査を通し、1)受入に対する実態・2)打診のあった際に検討する事項・3)受け入れのために必要と考える条件や支援・4)社会福祉との連携、について調査を行う。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、インタビュー調査は調査者が訪問して実施することとする。

定着支援センターに対しては、インタビュー調査を実施、対応したケースを集約していくこととする。支援の過程を分析して、受入先確保や関係機関・団体への連携上の課題を明らかにしていく。

- ※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。
- 1) 更生保護施設に対する質問紙調査の内容別紙のとおり。
- 2) 更生保護施設職員へのインタビュー調査の内容

高齢者・障害者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れケースの処遇過程を中心 に半構造的な聞き取り調査を行う。聞き取り調査は、以下の調査項目を踏まえた半構造的なインタビュー調査を実施する。なおインタビューは更生保護施設の補導員および福祉職から実施する。

(調查項目)

・受け入れたケースの属性

- ・受け入れたケースについて実施した処遇内容(処遇過程に沿って)
- ・ 処遇のなかで困った内容
- ・処遇のなかで調整上考慮した内容
- ・ 処遇後の課題

3) 地域生活定着支援センターへのインタビュー調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を以下の項目を踏まえた半構造的なインタビューを実施する。

(調査項目)

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した支援内容(支援の家庭に沿って)
- ・環境調整で困った内容
- ・支援の中で配慮した点
- ・ 今後の課題

2. 前年度までの調査

更生保護施設に対する質問紙調査およびインタビュー調査の設計を終えて,1施設の協力を得て試行的にインタビュー調査・質問紙調査を実施し,現在結果の整理と見直しを行っている。また調査協力を得るべく,関係機関との打ち合わせを進めつつ,報告者の調査研究に協力頂いてきた他2施設への依頼を実施している。

3. 調査の実施計画

(1) 行程

6月 試行した調査結果の整理、質問紙の見直し終了。調査協力の依頼手続。

7月~8月 更生保護施設への質問紙調査実施(質問紙の送付から返送と単純集計まで)

更生保護施設および定着支援センターへのインタビュー調査

11月 調査結果の概要とりまとめ、中間報告

12月~2月 調査結果の分析、必要に応じ追加調査

3月 調査報告の執筆,報告

担当: 古川隆司

別紙1

更生保護法人 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一

触法高齢者・障害者への処遇に関する調査について (ご依頼)

私は、厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」(※)の研究分担者であう、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環で、全国の更生保護法人の運営される更生保護施設に、触法高齢者・障害者の更生保護処遇について、実態や課題と考えられること等を調査したく考えております。

ご多用のことと存じますが、本研究の趣旨をご理解頂き、ご協力の程をお願い申しあげます。

※ 課題番号: H21-障害-一般-001, 研究代表者: 社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

この調査の内容は、個人情報に配慮して処理を行います。またこの調査紙は本研究の目的のみに用います。

【調査の回答方法】

選択肢のある質問については、該当する記号をお選び頂き、回答欄に記号でお答えください。 記述式の質問は、回答欄へ自由にお書き下さい。

【用語の定義】

ここでいう「触法高齢者」「触法障害者」については、次の通りとします。

- ・触法高齢者 … 65歳以上の被保護者をいいます。
- ・触法障害者 … 専門機関等による知能検査の結果で知的障害との判定を受けている被保護者のほか、面接所見の結果、知的障害・軽度発達障害が予想される被保護者も含みます。なお、知的障害を伴わない精神障害者(統合失調症・うつ病・覚せい剤精神疾患、人格障害など)は除きます。

| | 過去10年の間で,運営される更生かの□に v を入れて下さい。 | 保護施設で, | 触法高齢者を | 受け入れたこと | はありますか。 |
|--|---|--|----------------|--------------|----------|
| | ある ない | | | | |
| 問2 vを入 □0 □1 □2 □3 | と問3は、問1で「ない」と答えた力 受け入れなかった理由についてお教 れて下さい。 少年を対象としているから 雇用が決まる見込みが乏しいから 専門的な処遇が行えないから 専門機関等の協力が得られないから その他(自由にお書き下さい | え下さい。ይ | | ら該当するもの) | 1 つを選び□に |
| Ø 1 ⊆ □ 0 □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 | 受け入れ打診があった場合、どのようを選び口にvを入れて下さい。 少年を対象としているから 雇用が決まる見込みが乏しいから 専門的な処遇が行えないから 専門機関等の協力が得られないから 空きがなかったため その他(自由にお書き下さい | | fられましたか | 。以下の選択肢) | から該当するも |
| 問4 を入れ □0 □1 □2 □3 □4 | ~7は、問1で「ある」と答えた方の どのような形で触法高齢者を受け入 (で下さい(複数選択可)。 刑事施設から(中間処遇を除く) 更生緊急保護として 長期受刑者の中間処遇として 市町村から 警察から その他(自由にお書き下さい | | | から該当するも) | のを選び□に v |
| もの3 □0 □1 □2 □3 □4 | 触法高齢者の受け入れに対してどの つ以内を選び□に v を入れて下さい。 年齢 犯歴 刑事施設での処遇状況 帰住先・身元引受先の有無 職業経験 本人の就労意欲 | □6 疾患 ³ □7 所持 ⁴ □8 | や障害状態 金の有無 | 会保険の加入状況 | |
| □に v □1 □2 □3 □4 □5 | 触法高齢者の処遇で考慮するのはどを入れて下さい(2つ以内を選択)。 就労について 年金など社会保険の加入について 帰住先・身元引受先との調整 疾患や障害状態について 福祉事務所や老人ホームとの調整 その他(自由にお書き下さい | のような点で | ぎすか。以下の | 選択肢から該当 | するものを選び |

I. 触法高齢者の受け入れについて

| V 'o | | | | | | | | |
|---|--|----------------------|-------------------------|------|------------------|-------|--------|------------------|
| 問 8 | 法障害者の受け入れについて 過去10年の間で,運営される更⊈ かの□にvを入れて下さい。 | 主保護施 | 設で,が | 触法障害 | 者を受け、 | 入れたこ。 | とはあります | <u>-</u> カゝ。 |
| | ある ない | | | | | | | |
| 問9 vを入 □0 □1 □2 □3 | と問 10 は、問 8 で「ない」と答え 受け入れなかった理由についておれて下さい。 少年を対象としているから 雇用が決まる見込みが乏しいから 専門的な処遇が行えないから 専門機関等の協力が得られないか その他(自由にお書き下さい | 教え下さ | | | | 当するもの | の1つを選び | [≀] □lZ |
| の1つ □0 □1 □2 □3 □4 | 受け入れ打診があった場合、どのを選び口にvを入れて下さい。 少年を対象としているから 雇用が決まる見込みが乏しいから 専門的な処遇が行えないから 専門機関等の協力が得られないか 空きがなかったため その他(自由にお書き下さい | | ∄由で断 | られまし | たか。以) | 下の選択り | 技から該当す | - るも |
| 問 11 を入れ □0 □1 □2 □3 □4 | 【~14 は、問8で「ある」と答えた どのような形で触法高齢者を受け て下さい。(複数選択可) 刑事施設から(中間処遇を除く) 更生緊急保護として 長期受刑者の中間処遇として 市町村から 警察から その他(自由にお書き下さい | | | | 択肢から | 該当する | ものを選び□ | ll⊂ v |
| もの 3 □0 □1 □2 □3 □4 | 刑事施設での処遇状況 帰住先・身元引受先の有無 | `₀ □6 □7 □9 | 疾患や 知能の □8 年金な | 障害状態 |)有無 険の加入 | 状況 | 択肢から該当 | iする |

問7 触法高齢者を処遇され、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さ

| 問 13 触法障害者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するもの 2 つ以内を選び□に v を入れて下さい。 □1 就労について |
|--|
| □2 年金など社会保険の加入について |
| □3 帰住先・身元引受先との調整 □4 疾患や障害状態・知能程度について |
| □5 福祉事務所や障害者施設の調整 □6 その他(自由にお書き下さい) |
| 問 14 触法障害者を処遇されて、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。 |
| Ⅲ. 触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について 間 15 平成 21 年度から社会福祉士などの配置が取り組み始められました。貴施設での配置をお教え下さい。次のうち該当するもの一つを選び口に v を入れて下さい。 □ 0 社会福祉士を配置している □ 1 介護福祉士を配置している □ 2 介護支援専門員を配置している □ 3 その他の職員を配置している(具体的にお書き下さい) □ 4 まだ配置していない |
| 問16 福祉資格のある職員の待遇について伺います。 (1) どのような雇用身分で採用されていますか。以下の選択肢から該当するものを一つ選び,□に vを入れて下さい。 □0 常勤職員として採用した(勤務週5日) □1 非常勤職員として採用した(勤務週1回~4回) □2 パートタイムとして採用した(勤務週1または隔週1回程度) |
| (2) 職務内容はどのようなことをされていますか。以下の選択肢から該当するもの全てついて、□ に v を入れて下さい。 □0 他職員と同じ職務内容 □1 主に事務 □2 主に処遇 □3 特別の処遇プログラム □4 病院や福祉事務所などとの連絡調整 □5 その他(具体的にお書き下さい) |
| (3) 上の他,職務について期待されることはありますか。自由にお書き下さい。 |
| 問 17 触法高齢者・障害者の処遇について、福祉関係者との連携について伺います。 (1) 福祉との連携への意向について、以下の選択肢から該当する程度を一つ選び、□に v を入れて下さい。 □0 一層必要である □1 対象によって必要である □2 限定的に必要である(福祉・介護サービスの利用など) □3 あまり必要ない □4 まったく必要ない |

| 当する □0 □1 □2 □3 □4 □5 □6 | 福祉関係者との連携について課題と考えることはどものを3つ以内で選び、口にvを入れて下さい。 福祉制度の紹介・斡旋 福祉関係者とのチームによる処遇 福祉関係者からの助言 円満退所に向けた受け皿の確保 更生保護・福祉の考え方の理解 被保護者の人権に対する理解 施設の運営方針に対する理解 その他(自由にお書き下さい | のようなことですか。以下の選択肢から該 |
|---|---|--|
| ださい | 8 は問 17 (1) で「一層必要」「対象により必要」。> 今後どのような点で福祉関係者との連携を進める 必 | ************************************** |
| 着支援 (1) うちー □0 □1 | 平成 21 年度から都道府県で地域生活定着支援センセンターについて伺います。 貴施設の所在する都道府県では地域生活定着支援セ つを選び、口にvを入れてください。 開設された 開設準備中である まだ開設されていない | |
| うに評 □0 □1 □2 | (1)で「開設された」と回答された方にお尋ねします 価されますか。次の選択肢のうちあてはまるもの一つ うまく連携できていると思う まあまあ連携できていると思う まだ連携がうまくいっていないと思う まったく連携ができていないと思う わからない | |
| うちあ □0 □1 □2 □3 □4 □5 □6 | センターの開設にあたって課題であると考えられる てはまるもの3つ以内を選び□にvを入れてください 都道府県の理解や協力 市町村の理解や協力 社会福祉施設・団体の協力 地域住民の協力 BBS や保護司会など更生保護団体の協力 更生保護施設の協力 財政面の安定 情報の共有 その他(自由にお書き下さい | |

問 20 触法高齢者・触法障害者の更生保護について、考えや思いについて自由にお書き下さい。

| (1) さい。 □0 □1 | 更生保護施設の勤務について伺います。差支えない範囲でお答えください。 給与についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの 1 つを選び□に v を入れて下 満足している まあ満足している 不満である |
|----------------------------|---|
| さい。 □0 □1 | 待遇についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの 1 つを選び□にvを入れて下 満足している まあ満足している 不満である |
| て下さ □0 □1 | 雇用条件についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの 1 つを選び□にvを入れい。 満足している まあ満足している 不満である |
| $\Box 0$ $\Box 1$ $\Box 2$ | 職員の意欲として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。 大いに意欲があると思う まあ意欲があると思う 意欲がやや乏しいと思う 意欲がそしいと思う |
| | 更生保護施設の運営に対するお考え・感想があれば自由にお書き下さい。 |
| 最後に | 回答頂いた貴職について伺います。職種と経験年数・性別をお教えください。 |
| 職種 |),経験年数(年),性別(男・女) |
| | 以上です。ご協力ありがとうございました。本調査用紙を返信用封筒にいれて,返信ください。うお願い致します。 |

ノルウェー出張報告

ノルウェーにおける高齢犯罪者の動向及び高齢・障害犯罪者の処遇 龍谷大学矯正保護総合センター 研究委員長 浜井浩一

1. 出張期間: 2010年3月19日から同月29日まで

2. 出張場所: ノルウェー王国オスロ市

3. 訪問先: オスロ大学、統計局司法統計部門、オスロ刑務所

4. 出張目的: ノルウェーにおける高齢・障害犯罪者の動向及び処遇の在り方、特に司法と福祉との 連携についての調査

5. **調査結果の概要**:今回のノルウェー出張では、犯罪を起こして警察に検挙されるなど刑事司法手続に関与することとなった高齢者(可能であれば障害者も)の実態を統計的に調査するとともに、彼らが刑務所などの刑事司法機関でどのように処遇され、その際に司法と福祉がどのように連携しているのかに焦点を当てて、ノルウェー政府の統計局訪問、オスロ大学での専門家に対するインタビュー、オスロ刑務所を訪問しての施設参観と職員に対するインタビュー調査等を行った。

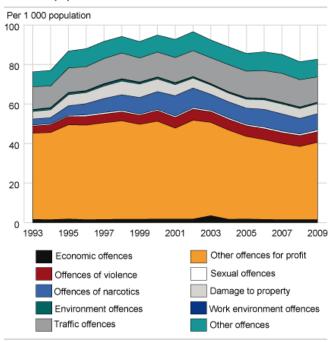
その結果、ノルウェーにおいても日本と同様に総人口における高齢化が進んでいるにもかかわらず、高齢者犯罪が全く問題となっていないこと。したがって、高齢者犯罪者の処遇の問題も存在しないことが、統計データ及び専門家の話から確認された。また、アルコールや薬物に対する依存を除き、知的障害等の障害者についても高齢者の場合と同様に、刑事司法上の大きな課題とはなっていない。基本的には、高齢者に対する福祉などのセイフティーネットや拘置所などでの医療制度が司法と独立しているため、高齢者や障害者が犯罪に追い込まれたり、受刑を余儀なくされたりする状況そのものがノルウェーには存在しない。

6. 高齢犯罪者の動向(統計分析)

(1) 認知件数

ノルウェーの最近の犯罪情勢は比較的安定しており、犯罪の種類も日本同様に軽微な財産犯が中心である。検挙率も比較的高く全犯罪の 50%弱で推移している。罪種別の認知件数(人口比)は以下のとおり。

Offences reported to the police, by group of offence. 1993-2009. Per 1 000 population

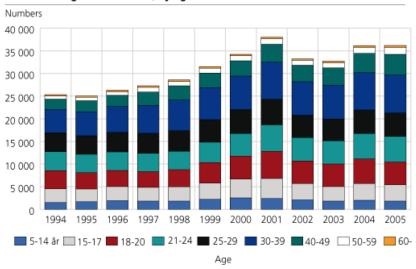


日本同様に2002年前後から財産犯を中心に認知件数の減少傾向が認められる。

(2) 検挙人員

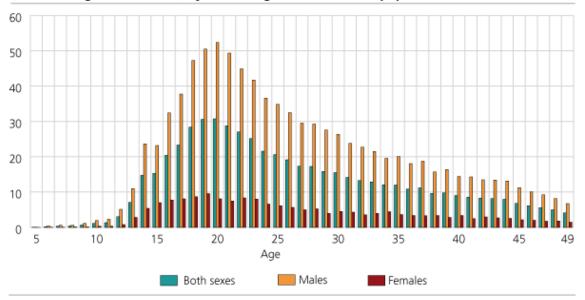
年齢層別検挙人員は下記のとおり。

Persons charged with crimes, by age. 1994-2005. Numbers

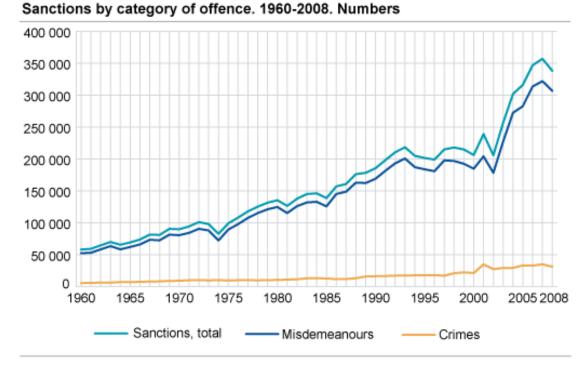


60 歳以上の高齢者はその絶対数が極めて少なく、また、増加する傾向にもない。 下記は、年齢別の検挙人員を人口比で見たものである。

Persons charged with crimes, by sex and age. 2005. Per 1 000 population

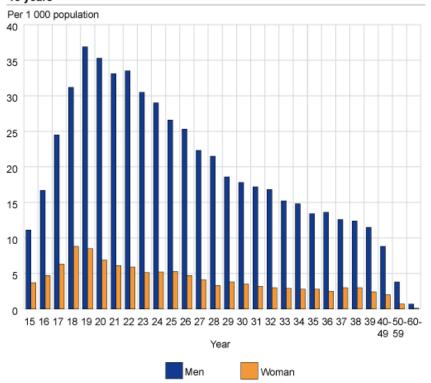


(3) 刑罰 ノルウェーで刑罰の対象となる犯罪は下記のとおりいわゆる軽罪がほとんどである。



下記は、年齢別に罰金刑以上の刑罰を受けた人員を人口比で見たものである。

Sanctioned in crime cases, by age and sex. 2008. Per 1 000 population over 15 years



日本と大きく異なり、50歳を超えると刑罰を受ける割合が急激に低下しているのがノルウェーの大きな特徴である。したがって刑務所には、高齢者は、統計を取る必要がないくらいほとんどいない。

なお、ノルウェーでは下図のとおり、受刑者人口そのものは上昇傾向にあるなど、他の先進国ほどではないが厳罰化の傾向が全く見られないわけではない。

Prisoners in Norwegian prisons. 1960-2007. Average number



それでも、ノルウェーでは、平均刑期は短く、2007年に刑務所を釈放された 12,773人中、9,222人が執行刑期 3 月未満で釈放されており、10 年を超えていたものは 1 名である。

7. オスロ刑務所でのインタビュー調査

今回の出張では、ノルウェー最大の刑務所(定員 400 人)オスロ刑務所を訪問した。二番目に大きな刑務所は今年になって開所した刑務所であり定員は 250 人であり、刑務所のほとんどは定員が 200 人を切り 100 人前後又はそれ以下で運営されている。刑務所というよりは日本の少年院に近い施設である。訪問当日、60歳以上の高齢受刑者は性犯罪の累犯で収容されている 1 人のみであった。

広報担当官に、所内を順に案内してもらう。最初に、精神的に問題のある受刑者のセクションに案内された。自殺念慮や集団にいることに問題のある受刑者を連れてきて絵を描かせたりして落ち着かせるユニットである。窓から住宅地が見渡させる。近隣からの見られることへの苦情はないとのこと。参観中どこに行っても受刑者が自由に話しかけてくることと、彼らのほとんどが英語で会話ができることが印象的であった。

オスロ刑務所には高齢受刑者がいないため、高齢受刑者等のための特化ユニットは存在しないが、

<u>高齢刑務官のための特化ユニット</u>が存在する。体力の衰えた高齢刑務官がゆっくりと仕事のできるように受刑者や勤務体制が工夫されている。

いろいろな部門で、職員から私が何を調査に来たのか、なぜそんなことを調査しているのかが不思議がられたため、日本では高齢受刑者の増加が大きな問題となっていると回答すると、全員が目を丸くして信じられない(あり得ない)と首を振っていた。

最後に、医療部門を訪問した。医療部門は刑務所当局から完全に独立し、地方自治体の医療部門の管轄下にある。したがって、受刑者のカルテが刑務官に開示されることはない。また、看護師や医師が受刑者の罪名等を知ることもない。あくまでも患者の一人として対応してるとのことであった。もともと地域医療が担当しているため、外部の医療機関との連携はスムースで釈放時の医療の継続も特に問題はないとのこと。担当者の話は、受刑者といえども一人の人間として尊敬されていることが重要と話す。受刑者と職員の関係はよく、職員の定着率もいい。

医療部門におけるインタビューで最も一番興味深かったことは、受刑者の出所後の福祉や医療は彼らの住所地の地方自治体が責任を持つため、日本で言うたらい回しは起きないシステムになっているということ。現実には、ほとんど存在しないらしいが、もし、住所のいない被収容者が釈放される場合には、オスロ市の各区役所がその人の生まれ月によって担当することになっており、その責務から逃れることはできない。受刑者に限らず、住む場所のない人に対してはどこかの自治体が必ず責任を負うことになっていて、その責任を他に転嫁できない仕組みになっている。担当した自治体は、医療、保護、アパートなどを提供する責任を負う。福祉や医療は国の責任として提供されるのが当たり前で、政治的な議論の対象となること自体が不思議であると話していたのが印象的であった。

また、担当者の話では、ノルウェーの刑事司法では、医師の権威が比較的尊重されているため、精神障害や知的障害などで医師が刑務所での処遇が適当でないと判断されれば医師の判断で特別なユニットを持つ病院に移送され、そこで刑を受けることになるとのこと。未決段階でも拘置所・刑務所の医師が精神障害だと判断した場合には、責任能力がないとして入院措置がとられる。そのため認知症の人や知的障害の人が刑務所に来ること自体がほとんどない。障害のある人に対しても地方自治体は保護を実施する責任があり、障害で生活困窮に陥ったり必要なサービスが得られなかったりすることは考えにくいとのこと。

ただし、ノルウェーの刑務所では、医療部門を含めて入所時に知能テストをしたりすることはない ため軽度の知的障害者がどの程度受刑しているかについてはわからないとのことであった。

8. オスロ大学犯罪学研究所及びロースクールでのインタビュー調査

オスロ大学では、犯罪学研究所に所属している教員・研究員だけでなく、ロースクールの社会保障 法の教員等に対するインタビュー調査を行った。

(1) ノルウェーにおける高齢者サービス

すべてのインタビューに共通していたのは、私が何を調べたいのかがよくわからないと言われたことであった。そのため、インタビューに際しては、まず、私の方から日本の刑事司法の実態、特に刑務所における高齢者と知的障害者の問題を説明した。彼らの感想は、ほぼ共通しており、なぜ、そんなことが起こるのか理解できない、そもそも刑務所に高齢者や障害者を収容すると人権上の問題がある前にコスト的にかなり高くつくため、その点からも大きな批判が起こるはずである。なぜ日本ではそうした批判が起きないのかと問われることが多かった。それに対する回答はともかくとして、司法統計分析からも明らかなようにノルウェーの刑事司法では高齢者の問題がそもそも存在していない。高齢者人口の増加が刑事司法には何の影響も与えていないことは明らかである。

そこで、今回の出張では、途中から調査対象を司法における福祉の役割ではなく、高齢者の犯罪化を防止している福祉そのものに移すこととした。

これまでの日本における高齢者犯罪の分析からは、高齢者が犯罪を繰り返し刑罰を科される背景要因として、住居や引受人がなく、生計の手段がないことがわかっている。つまり、生活の基盤となる住宅と生計手段が確保されていないため、高齢化によって雇用を喪失したり、家族からの支援が得られなくなったりすると、セイフティーネットの網の目からこぼれ、すぐに貧困に陥り、社会的に孤立しやすい傾向がある。そのことが、高齢者が生活困窮、犯罪(累犯)、実刑といった刑事司法の負のスパイラルに陥る原因となっている。このことを説明した上で、インタビュー調査を行った結果返ってきた答えは要約すると次の三点であった。

①**最低補償年金制度**: ノルウェーには、年金に加入していたか、掛け金を支払っていたかにかかわらず、最低限度保証された年金制度が存在し、高齢者が貧困に陥ることはない。月当たり日本円にして 15 万円以上。

- ②高齢者向けの公共住宅制度の充実:高齢者に限らず、地方自治体は住む場所のない者に対して住宅を提供する義務を負っており、高齢者用住宅も質はともかく数は確保されている。
- ③被疑者・被告人・受刑者も市民(逃げない(たらい廻しをしない)福祉): 犯罪者として検挙され、 刑罰を受けたからと言って福祉が手を引くことはない。被疑者・被告人・受刑者といえども福祉を 受ける権利を有していることに変わりはなく、必要があれば継続的にサービスを受けられる。また、 実刑となっても刑期自体が短く、継続的に福祉サービスの対象となる。(オスロ刑務所でのインタ ビュー調査のとおり)

(2) 刑事仲裁委員会

いわゆる修復的司法の手法を用いたダイバージョンの一つである。この委員会は、民事や刑事な どのトラブルの仲裁をする機関で法務省が運営している。個人の申し出によって委員会を開催するこ とも可能であるが、警察の捜査段階や検察の段階で起訴・公判という手続に入る代わりとして(ダイ バージョンとして)実施することが多い。1980年代に始まったもので、もともとは刑罰の代替として導 入されたが、1990年代に入り修復的司法という要素が入ってきた。委員会における仲介者、いわゆる ミディエーターは一般市民から公募され、応募者の中から政府が任命する。候補者は 4 日間の研修か 義務づけられている。基本的には実費弁償のボランティアで教師や社会福祉士などが多い。組織的な 調査は行われていないが被害者の満足度は低くない。ただし、検察官や警察官には懐疑的な人が少な くないとのこと。器物損壊や万引きなどが対象で元々は少年犯罪を主としたターゲットにしてきたが、 高齢者犯罪にも適用可能である。実際に35歳以上の加害者のケースも年間2.500件ぐらいがこの委員 会にかけられている。委員会は、警察の管轄ごとに存在し、ケースの種類は地域によってばらつきが ある。最近は、暴力事件にも適用されるようになってきた。ある意味曖昧な手続で、同じ事案でも対 応が異なってくるため法律家には評判はよくない。オスロ大学のニルス・クリスティ教授は、刑事司 法を法律家が独占していたことが刑事政策を厳罰化という誤った方向に向かわせたと指摘し、刑罰・ 刑務所改革に取り組んできた(犯罪者が同じ人間であるという単純な事実に市民が気がつくことが大切)。 現在、年間 9,000 件程度がこの委員会にかけられているが、刑事処分全体のとしてはそれほど多く なく、被害者や加害者が途中で拒否すれば正式な刑事手続きが再開される。下記の表(民事的な争いを

Disputes dealt with by the conciliation boards, by decision. 1994-2004

| | | | | Referred | Judgment | t by default | y default Other judg | |
|------|----------------------|-----------|------------|----------|----------|--------------|-----------------------|----------------------|
| | Total | Dismissed | Reconciled | | | Not appeared | Statement accepted | Mediation in vain |
| 1994 | 95 713 | 13 906 | 2 547 | 6 012 | 62 618 | | 9 630 | |
| 1995 | ¹ 101 507 | 15 753 | 3 555 | 5 308 | 60 134 | 4 005 | 6 593 | 3 069 |
| 1996 | 108 705 | 17 098 | 4 014 | 4 641 | 67 401 | 3 939 | 7 897 | 3 805 |
| 1997 | 118 208 | 20 149 | 4 246 | 4 165 | 73 550 | 4 008 | 8 288 | 3 802 |
| 1998 | 132 052 | 21 329 | 4 613 | 3 956 | 83 990 | 4 354 | 9 694 | 4 116 |
| 1999 | 142 367 | 20 969 | 4 991 | 4 487 | 92 391 | 4 522 | 10 977 | 4 030 |
| 2000 | 166 379 | 25 349 | 5 656 | 3 803 | 110 279 | 4 902 | 12 022 | 4 368 |
| 2001 | ² 214 014 | 33 056 | 6 762 | 3 997 | 143 705 | 5 934 | 16 079 | 4 381 |
| 2002 | 226 575 | 32 442 | 7 290 | 3 988 | 154 744 | 6 623 | 16 936 | 4 552 |
| 2003 | 233 402 | 39 433 | 7 685 | 3 720 | 153 134 | 6 441 | 18 040 | 4 949 |
| 2004 | ³ 218 157 | 39 152 | 7 766 | 3 791 | 139 452 | 6 258 | 16 318 | 5 397 |

¹ Includes 3 090 cases with unknown decision.

含む)は、委員会の処理件数の推移である。

(3) Krom(クロム)

クロムとは、受刑者や元受刑者と学者等から構成される団体で刑務所運営や改革などについて発言している。英語では The Norwegian Association for Penal Reform と訳されている。1968 年に設立された団体で、もともとは、フーコーの刑務所改革や刑務所の廃止運動から始まっている。当時のノルウェーの刑務所は単なる拘禁施設であり非人道的な処遇が行われており、クロムの活動は、刑務所改

² Includes 100 cases with unknown decision.

³ Includes 23 cases with unknown decision.

革に大きな影響を与えた。現在では、クロムの主催で年に一回二泊三日程度で泊まり込みでワークショップが開かれ、受刑者、元受刑者、刑事政策研究者、被害者、刑務所長、法務省職員、法務大臣 又は代理者が参加して受刑者処遇や刑事政策が議論される。

9. 結論

今回の出張は、ノルウェーにおける福祉と刑事司法との連携が調査の目的であった。しかし、ノルウェーには、福祉と刑事司法の特別な連携やそのための制度も組織も存在しなかった。ただ(逃げない)福祉があっただけである。日本で唯一たらい廻しをしないのは刑務所だけなのかもしれない。

ノルウェーでの調査をとおしてわかったことは、現在日本で問題となっているような、万引、自転車盗、無銭飲食といった軽微な犯罪を繰り返して累犯者となり、最後には受刑者となるような現象は、ノルウェーには存在しないこと。つまり、適切なセイフティーネットがあれば、刑事司法において高齢者犯罪が問題となること起こらないのである。発達犯罪学的に見ると人は加齢とともに犯罪行動が減少する。支援を必要としている人に必要なサービスが提供されれば、年齢別の犯罪(検挙人員)曲線はノルウェーのようになるのが自然であり、日本のように高齢者や知的障害者が刑務所に大量に収容されているのは、生物学・心理学的な要因、つまり個人に帰属されることができる要因とは異なる社会的な要因が、彼らを犯罪又は刑罰へと追い込んでいると考えるのかもしれない。

ただし、現在の日本の財政、政府への信頼感を考えると、今回の研究テーマとしなっている問題を解決するために必要なセイフティーネットを整えるためには長い道のりが必要かもしれない。ちなみにノルウェーの消費税は最大 25%である。

2009 年度の研究成果と 2010 年度の研究計画

斎藤司(龍谷大学法学部准教授)

I. 2009 年度の成果

1. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度の検討

無罪推定原則(憲法 31条)からは、身体不拘束の原則が要求される。その内容は、以下の3点であるとされる。第1に、刑事手続における身体拘束は例外であって、可能な限り回避されるべきこと。第2に、身体拘束理由が認められる場合でも、そのもっとも制限的でない代替手段が考慮されるべきこと。第3に、身体拘束がなされる場合でも、身体を拘束されている者は身体拘束されていない場合の社会生活の生活条件を可能な限り保障されなければならないことである。

上記の内容からすれば、刑事手続において身体を拘束する場合、身体拘束中にもたらされる弊害を除去するだけでなく、身体拘束の回避及び短縮を目的とする援助や支援が、無罪推定から要求されることになる。

2. 1の検討を土台として、被疑者段階の刑事手続制度と社会福祉の関係を検討する

日本においては、そもそも社会的排除された者(されつつある者)が身体拘束を受け、さらに社会的排除されるという構図が見て取れる。このような構図は、既決被収容者だけでなく、未決被拘禁者についても妥当することになる。

この問題を解決するためには、一般社会における社会的排除の要因の除去だけでなく、身体拘束に伴う社会的排除を最小化する必要がある。そのためには、身体拘束がもたらす弊害を最小化し、さらには弊害をもたらす身体拘束そのものを最小化・回避する必要が生じる。

Ⅱ.政策提言

1. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度に関する調査

※ドイツの現状(斎藤司「未決拘禁における社会的援助」福井厚編『未決拘禁改革の課題と展望』 (日本評論社、2009年)201頁以下)

(1) 背景

ドイツでは、身体拘束が安易に用いられてきたことに対して、「厳格に限定された例外的な場合にのみ」身体拘束を使用すべきとする無罪推定に矛盾するものであるとする批判がなされていた。また、刑事手続における身体拘束は、もっともなおざりにされてきた領域であり、未決被拘禁者は例外なく弱い立場に置かれ、未決拘禁の状況は既決以上に厳しい状況にあることも指摘されてきた。このような批判も踏まえ、ドイツでは、1980年代後半から拘禁回避・短縮のための援助・支援を提供するプロジェクトが展開されてきた。

(2) 無罪推定原則を根拠とする身体拘束の最小限化→身体拘束の短縮・回避

それらのプロジェクトでは、裁判所、検察、弁護士、ソーシャルワーカーなどが連携して、未決被 拘禁者に対する援助・支援が行われている。その根拠としてあげられる、根拠の一つが無罪推定原則 である。

(3) 身体拘束者に対する社会国家原則の適用→援助・支援の提供

また、無罪推定原則の適用だけでなく、困難を抱える者に対する社会国家原則の適用もその根拠と されている。

(4) 身体拘束者に関する情報の収集と分析、援助の提供(住居、資格、仕事、社会福祉制度への橋渡し)→多機関(ソーシャルワーカー、民間団体、家裁調査官など)の連携

ドイツにおける身体拘束者に対する援助・支援の具体的内容としては、以下のものが挙げられる。 ①未決被拘禁者を施設に受け入れられた際に拘禁短縮を考慮しながらその者の未決拘禁の理由や置かれていた個人的・社会的状況に関する再検討をすること。②勾留理由と関連づけながら住居、仕事、社会的状況について未決被拘禁者と協議すること。③その他の情報も含めてソーシャルワーカーとコンタクトをとり、協力を仰ぐこと。④弁護士・保護観察官・福祉事業者、援助施設、親類、配偶者、雇用者などとコンタクトをとること。⑤勾留の代替手段に関する計画を立てること。⑥勾留を管轄する裁判官とコンタクトをとり、勾留短縮に重要な観点の説明、勾留決定にとって重要な説明の入手と調整及びそれに対する回答をすること。⑦未決被拘禁者との秘密の協議(釈放条件や指示を遵守しない結果の説明など)をすること。⑧拘禁短縮が失敗した場合における迅速な公判期日の申し合わせの模索。

→州単位の立法として実現されつつある

2. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度に政策提言

(1) 理論的根拠

- ①無罪推定(憲法31条)→住居や仕事の確保による身体拘束の理由や必要性の解消
- ②社会権(憲法 25条)→刑事手続の対象となったことを契機とする社会的統合
- ③主な内容
- ・身体拘束中の弊害の除去(社会とのつながり、家族とのつながりの維持など)
- ・住居や仕事の確保、一般福祉への橋渡し、帰住地の確保、保証人の確保などによる逮捕・勾留から の解放
- <u>(2) 具体的内容・図1</u>(原田和明「発達障害のある少年を中心とした福祉と刑事司法の連携」浜井浩一=村井敏邦編『発達障害と司法』(現代人文社、2010年)200頁以下も参照)
- ①逮捕前からの援助・支援 (ケースマネジメント)
- ・一般の社会福祉や更生保護などの対象となっていた場合→任意同行への付き添いや逮捕をさせない働きかけ(逮捕の必要性なしの主張:刑訴法 199条2項但書)
- 対象となっていなかった場合→逮捕された段階からの関与?
- ②逮捕段階の援助・支援(ケースマネジメント)
- ・微罪処分による手続からの解放や検察官に対する不起訴処分への働きかけ
- ・心神耗弱・喪失の主張
- ・取調への付き添い・立ち会い
- ・特別弁護人としての選任(刑訴法31条)と弁護人としての秘密の接見(刑訴法39条)
- ③勾留段階での援助・支援(ケースマネジメント)
- ・逮捕段階とほぼ同様か

図1 身体拘束の短縮・回避を目的とする援助・支援(ドイツの制度などを参考に) 手続 援助・支援の内容 手続上の効果や帰結

逮捕前

- ・一般福祉による援助・支援
- ・更生保護や地域生活定着支援センター
- ・弁護士の関与

・任意同行による取調べへの付き添い

・逮捕の必要性なしの主張による逮捕の回避(刑訴法 199条 2項但書、刑訴規則 143条の3)

情報等の引継

逮捕・七二時

間

・ケースマネジメント(逮捕者の状況や課題の概要把握→アセスメントによるニーズの把握→ニーズ解決のためのサービスや社会資源の利用を示す支援計画の作成と実行→モニタリング→支援計画・再作成と実行)

・ソーシャルワーカー、弁護士、帰住地の行政機関、児童相談書、知的障害者 更生相談所、発達障害者支援センタ ー、福祉機関職員、精神科医などの関 与 ・微罪処分による手続からの解放 ・検察官に対する不起訴処分への働きかけ

- ・心神耗弱・喪失の主張
- ・取調への付き添い・立ち会い
- ・特別弁護人としての選任(刑訴法31条)
- ・弁護人としての秘密の接見(刑訴法39条)

計画の引継 情報の引継

勾 留 ·

 $\overline{\bigcirc}$

日

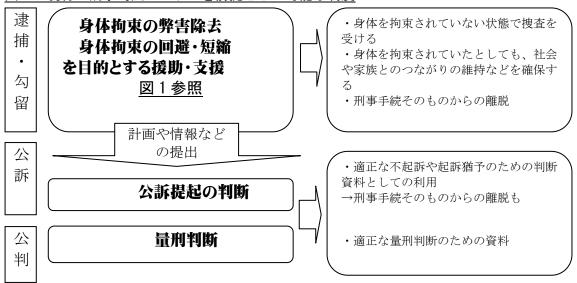
- ・上記の計画の成果や情報等の勾留を 判断する裁判官への提供
- ・勾留段階でのケースマネジメントの 継続
- ・ソーシャルワーカー、弁護士、帰住地の行政機関、児童相談書、知的障害者 更生相談所、発達障害者支援センター、福祉機関職員、精神科医などの関 与
- ・調整結果や情報等に基づく勾留請求却下
- ・勾留中のケースマネジメントに基づく勾留の取消し (刑訴法 87条)、勾留の執行停止(刑訴法 95条)
- ・検察官に対する不起訴処分への働きかけ
- ・心神耗弱・喪失の主張
- ・取調への付き添い・立ち会い
- ・特別弁護人としての選任(刑訴法31条)
- ・弁護人としての秘密の接見(刑訴法39条)

- ※重要と思われるポイント
- ①捜査段階における身体拘束からの解放・代替手段が少ない
- ②関与者が原則として特別弁護人として選任される基盤が整備されるべき
- ③取調への関与についても保障されるべき
- ④身体拘束判断に関する資料としてケースマネジメントの成果や情報などが提供される基盤が整備されるべき
- ⑤計画や情報などの一貫した引継体制の整備

Ⅲ. 拘禁回避・短縮に関するモデル試案

- ①現行の刑事司法システムを前提として可能な制度(図2)
- ・身体拘束前後を通して獲得された情報などの不起訴判断への活用
- ・さらに量刑資料への活用

図2 現行の刑事司法システムを前提として可能な制度



※重要と思われるポイント

- ①留置施設の利用が前提とされている点→援助の提供が自白獲得の取引材料とされないか?
- ②密室の取調べ、取調べ重視の捜査→調査や援助提供の優先順位を認めない方向性
- ③逮捕段階での弁護士関与が不十分→調査や援助の提供は任意が前提だが、その確保が困難→立会なしの接見(オープン・ビジット方式)
- ④身体拘束からの解放手段が不十分→とくに起訴前における保釈の欠落
- ⑤起訴・不起訴判断の不明確さ
- ⑥国家や施設の義務に関する規定なし

Ⅳ. 2010年度の研究計画

1. 以上から抽出された論点

- ①捜査段階における身体拘束からの解放・代替手段の構築
- ②関与者が原則として特別弁護人として選任される基盤整備と取調への関与、接見方法
- ③身体拘束判断に関する資料としてケースマネジメントの成果や情報などが提供される基盤整備とその一貫した引継体制の整備
- ④多機関連携の在り方
- ⑤刑事手続全体の構造との関係→公訴の判断や量刑判断との関係

2. 具体的な研究計画

- ①海外調査→ドイツ等の研究→代替手段や多機関連携の在り方、公訴・量刑判断との関係
- ②文献調査→代替手段や公訴・量刑判断との関係(公判前調査などの研究)

弁 護 士 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜 井 浩 一

知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査のお願い

私は、厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「触法・被疑者となった高齢・ 障害者への支援の研究」(※)の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申しま す。

本研究の一環として,弁護士の皆様に,知的障害又は高齢被疑者の刑事弁護に関する御 経験、御意見等について調査させていただきたく存じます。

御多用のところ誠に恐縮ですが、本研究の趣旨を御理解の上、御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査の実施につきましては、日本弁護士連合会事務局の了解を得ております。

(※) 課題番号:H21-障害--般-001,研究代表者:社会福祉法人南高愛隣会理事長田島良昭

【調査結果の処理】

本調査の回答結果は、コンピュータによる統計処理を行いますので、回答者 個人が特定されることはありません。

【回答の方法】

選択肢が設定されている質問は、合致するものを1つ選び、その数字を右回答欄に御記入ください。記述式の質問は、欄内に自由に御記入ください。

【用語の定義】

ここでいう「知的障害」「高齢」は、次のように定義します。

「知的障害」:専門機関等による知能検査の結果で「知的障害」の診断がなされているもののほか、面接所見の結果、知的障害が予想された場合も <u>含みます。</u>なお、知的障害を伴わない精神障害(統合失調症、うつ 病、覚せい剤精神病、人格障害など)は除きます。

「高齢」:65歳以上をさします。

【照会先】

本調査に対する質問等は、以下にお願いします。

龍谷大学矯正保護研究センター

京都市伏見区深草塚本町67(電話 075-645-2417)

担当: 〇〇〇〇 (E-mail:

I 知的障害被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

- Q1 これまで、知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験はありますか。
 - 0 一度もなし (→右欄回答の上, Ⅱへ)
 - 1 当番弁護のみあり
 - 2 国選弁護のみあり
 - 3 当番弁護・国選弁護ともにあり

| Q1 | |
|----|--|
| | |
| | |

浜井研究グループ 23

| 下のQ2~Q7は,Q1で1~3を選択した方のみ回答。) これまで,何回くらい担当されましたか。 | Q2 約 | 回 |
|---|-------------------------------|--------------|
| | ーー ーーー りますか。 | |
| ① どんな質問にも「はい」と言ってしまう。 | Q3 | |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | | |
| ② 取調べ中に、事実でないことにも認める発言をした。 | Q3 | |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | 2 | |
| ③ 記憶があいまいであった。 | Q3 | |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | 3 | |
| ④ 将来の生活計画を述べることができなかった。 | Q3 | |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | 4 | |
| ⑤ 発言の内容に論理性がない。 | Q3 | - |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | 5 | |
| ⑥ 行動にこだわりが強い。 | Q3 | |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | 6 | |
| (7) その他の経験・感想 | | |
| Q3⑦ | | 1 |
| | | _ |
| 1 当該被疑者・被告人の弁護方針を立てる際に、次の①~(程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 2 やや重視 | | o⊤, |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること | ⑤の点につい Q4 ① | •τ, |
| 程度重視されましたか。① 精神鑑定を求めること1 非常に重視2 やや重視 | Q4 |) ot, |
| 程度重視されましたか。① 精神鑑定を求めること1 非常に重視2 やや重視3 あまり重視していなかった | Q4 ① |) oc, |
| 程度重視されましたか。① 精神鑑定を求めること1 非常に重視2 やや重視3 あまり重視していなかった② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること | Q4 |) • T, |
| 程度重視されましたか。① 精神鑑定を求めること1 非常に重視2 やや重視3 あまり重視していなかった② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること1 非常に重視2 やや重視 | Q4 ① Q6 ② |) ot, |
| 程度重視されましたか。① 精神鑑定を求めること1 非常に重視2 やや重視3 あまり重視していなかった② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること1 非常に重視2 やや重視3 あまり重視していなかった | Q4 ① Q6 ② |) or, |
| 程度重視されましたか。 精神鑑定を求めること 非常に重視 のまり重視していなかった 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること 非常に重視 やや重視 あまり重視していなかった 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること | Q4 ① Q6 ② | -τ, - π |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 | Q4 ① Q6 ② |) ot, |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること | Q4 ① Q6 ② | -τ, |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ③ 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ④ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること (場所、生計の手段等) | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | -τ, - π |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ③ 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ④ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること (場所、生計の手段等) 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ⑤ その他重視されたこと | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | -τ, |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | |
| 程度重視されましたか。 ① 精神鑑定を求めること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ③ 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ④ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること (場所、生計の手段等) 1 非常に重視 2 やや重視 3 あまり重視していなかった ⑤ その他重視されたこと | Q4 ① Q6 ② Q4 ③ | |

Q5 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでしたか。

1 完済した場合が多かった。

| 3 完済した場合はなかった。4 非該当(被害が生じた例はなかった。) | Q5 |
|--|-----------------------|
| Q6 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。 | |
| ① 裁判結果に対する評価1 予想していたよりも,重い場合が多かった。2 予想通りの場合が多かった。 | Q6① |
| 3 予想していたよりも、軽い場合が多かった。 ② 実刑であったものの件数 | Q6 (2) 約 件 |
| ③ 上記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を 回避できたと思われるものの件数 ——————————————————————————————————— | Q6③ 約 件 |
| Q7 担当された当該被疑者・被告人について <u>今考えた場合</u> の程度認識できていたと思いますか。 | ,知的障害の程度を, |
| 1 おおむね認識 2 半分程度は認識していた3 あまり認識していなかった | Q7 |
| 高齢被疑者に関する刑事弁護の経験 Q1 これまで、高齢の被疑者・被告人の刑事弁護の経験はあ | |
| 0 一度もなし (→右欄回答の上, IIへ) 1 当番弁護のみあり | Q1 |
| 2 国選弁護のみあり3 当番弁護・国選弁護ともにあり | |
| (以下の $Q2\sim Q7$ は、 $Q1$ で $1\sim3$ を選択した方のみ回答。) $Q2$ これまで、何回くらい担当されましたか。 | |
| Q3 担当された際、次の①~⑦の経験・感想を持ったことが | |
| ① 頼るべき親族や帰る場所がなかった。0 なし 1 ややあり 2 非常にあり② 充田などが、または日野です。 | Q3 ① |
| ② 意思疎通が、非常に困難であった。0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | Q3 ② |
| ③ 認知症の症状(例えば,同じ話の反復,記憶違い)0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | Q3 ③ |
| ④ 過去へのこだわりが強い。0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | Q3 4 |
| ⑤ 将来の見通しが楽観的であった。0 なし 1 ややあり 2 非常にあり | Q3 ⑤ |
| ⑥ 将来を悲観していた。 | Q3 |
| 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり ⑦ その他の経験・感想 | 6 |
| Q3⑦ | |
| | |

2 完済した場合は少なかった。

| Q 4 | | 点について,どの |
|--------|---|-------------|
| ·- | 呈度重視されましたか。 | |
| (| D 面接を通して、認知症の程度を明らかにすること | Q4 |
| | 1 非常に重視 2 やや重視 | |
| | 3 あまり重視していなかった | |
| (| ② 本人がこれまで受けていた,福祉サービスを調査すること | Q4 |
| | 1 非常に重視 2 やや重視 | 2 |
| | 3 あまり重視していなかった | |
| (| ③ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること | |
| | (場所, 生計の手段等) | Q4 |
| | 1 非常に重視 2 やや重視 | 3 |
| | 3 あまり重視していなかった | |
| (| ④ その他重視されたこと | |
| | Q4④ | |
| | V V | |
| | | |
| | | |
| | | |
| Q 5 | 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでした | こか。 |
| • | 1 完済した場合が多かった。 | |
| | 2 完済した場合は少なかった。 | |
| | 3 完済した場合はなかった。 | Q5 |
| | 4 非該当(被害が生じた例はなかった。) | |
| | 4 非該当(恢告が生した例はながった。) | |
| 0.6 | 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。 | |
| | 判結果に対する評価 | |
| 1) 13% | | |
| | 1 予想していたよりも、重い場合が多かった。 | Q6① |
| | 2 予想通りの場合が多かった。 | |
| @ # | 3 予想していたよりも、軽い場合が多かった。 | |
| | 刑であったものの件数 | Q62 |
| ③ 上 | 記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を | 約 件 |
| | 回避できたと思われるものの件数 | Q63 |
| | | 約 件 |
| | | |
| | | |
| 皿 知 | 的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護の在 | り方 |
| | 今後、知的障害又は高齢被疑者・被告人に対する刑事弁護に | |
| | の事項がどの程度必要であると思いますか。 <u>知的障害,高</u> 齢 | • |
| | てお答えください。 | |
| _ | <u>C40音んくたです。</u> 0 まったく必要とは思わない 1 あまり必要とは思わ | 721.1 |
| | | |
| | 2 必要であると思う 3 非常に必要であると | _ · |
| | (知的障害) | (高齢) |
| (| D 専門弁護士の育成 Q1 | Q1 |
| | | |
| (| ② 判決前調査(に類似した)の導入 Q1 | ŲI |
| | 2 | 2 |
| (| ③ 弁護士に対する,知的障害者又は高齢者の Q1 | Q1 |
| | 3 | 3 |
| | 浜井研究グループ 26 | |

| <u>特性</u> に関する知識,研修 | | |
|-----------------------------|----------|-----------|
| ④ 弁護士に対する,知的障害者又は高齢者の | Q1 | Q1 |
| 福祉に関する知識,研修 | 4 | 4 |
| ⑤ 弁護料の加算に関する制度整備 | QI | QI |
| | 5 | 5 |
| ⑥ その他必要であると思うこと | | |
| Q1⑥ | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| Q2 今後,知的障害者又は高齢者に関して,社会・制 | 度全般に | 関する要望を御記入 |
| _ ださい。 | | |
| Q2 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 【最後に、貴職についてお聞きします。】 | | |
| TACKE, SAME OF CHOMIC OS /8 | | |
| ① 年齢 ② 性別 ③ 所属弁護士会 | 会 | |
| 歳 | · | 弁護士会 |
| | | |
| ④ 弁護士経験 うち、刑事弁護経験 | | |
| 年 | 年 | |
| | | |
| | 選弁護 | |
| 件 | | 件 |
| | 4 to 200 | |
| 質問は以上です。御協力 | ノめりがと | こりこさいました。 |

本調査用紙を返信用封筒に入れて、送付してください。